

議案第 18 号

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成 20 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中

「

|   |                                      |                |
|---|--------------------------------------|----------------|
| 4 | 公民館長 教育センター所長 中学校共同調理場所長             | 当該教育機関が所属する課の長 |
| 5 | 主席主幹以下の職にある公民館、教育センター又は中学校給食共同調理場の職員 | 所属する当該教育機関の長   |

を

」

「

|   |                                  |                |
|---|----------------------------------|----------------|
| 4 | 教育センター所長 中学校共同調理場所長 公民館の職員       | 当該教育機関が所属する課の長 |
| 5 | 主席主幹以下の職にある教育センター又は中学校給食共同調理場の職員 | 所属する当該教育機関の長   |

に

」

改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市立公民館の館長の職を変更することに伴い所要の改正を行うため、この案を提出する。